

令和8年度青森県畜産職インターンシップ実施要領

令和8年6月3日制定

(趣旨)

第1 県は、大学生及び大学院生（以下「学生」という。）が本県の畜産職職員の職場の業務を体験することにより、青森県職員への理解を深めるため、青森県畜産職インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）を実施するものである。

(インターンシップの内容)

第2 インターンシップの実施期間は、令和8年8月31日（月）から令和8年9月4日（金）までの5日間または5日間以下とし、参加を希望する学生の申込内容により、青森県農林水産部畜産課長（以下、「畜産課長」という。）が認めるものとする。

2 インターンシップの実施場所は、本県の畜産職職員が勤務する畜産課等で行うものとする。

(対象者)

第3 インターンシップに参加できる学生は、原則として大学3年生以上又は大学院生であり、研修期間内に3名以内で畜産課長が認めた者とする。

(参加申込方法)

第4 参加を希望する学生は、参加申込書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）に必要事項を記載した上で、学生証又は身分証明書の写しを添付し、大学又は大学院のインターンシップ担当課等を通じて畜産課長に提出するものとする。

2 参加申込期間は、令和8年6月3日（水）から令和8年7月17日（金）までとする。

(研修生の決定)

第5 畜産課長は、第4により申込書の提出があった学生の中から書類選考によりインターンシップに参加する学生（以下「研修生」という。）を決定する。

2 畜産課長は、インターンシップ参加の決定を第3号様式により研修生に通知する。

(修了証書)

第6 県はインターンシップ全日程の終了後、修了証書（第4号様式）を発行する。

(報酬及び旅費)

第7 報酬及び手当等は支給しないものとする。

2 研修先までは研修生が自ら移動するとともに、研修中は、畜産課が用意した公用車等で移動するものとし、研修生に対する旅費は支給しないものとする。

(服務)

- 第8 研修生は、インターンシップ期間中において、その研修に専念し、かつ、県職員が遵守すべき法令、規則等に従わなければならない。
- 2 研修生は、県の職務の信用を傷つけ、又は、不名誉となるような行為をしてはならない。
 - 3 研修生は、インターンシップ期間中において、研修生の指導担当職員の指示に従わなければならない。

(秘密の保持)

- 第9 研修生は、インターンシップ期間中に知り得た秘密を、その期間中又は終了後に漏らしてはならない。また、研修の成果を論文等により外部へ発表する場合は、あらかじめ畜産課長に協議するものとする。

(災害の補償)

- 第10 研修生は、研修中の災害等に備え、自己の責任により傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(庶務)

- 第11 研修生の受入れに係る庶務は、青森県農林水産部畜産課が行う。

(雑則)

- 第12 この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に当たり必要な事項は、畜産課長が別に定めることとする。